

平成22年12月28日

社団法人日本ショッピングセンター協会 殿

経済産業省商務流通グループ流通政策課

おむつ交換台からの転落事故の防止に関する会員企業への周知依頼について

標記について、消費者庁政策調整課長より、別添（平成22年12月21日付け「おむつ交換台からの転落事故の防止に関する通知について（依頼）」）により、当省に協力依頼がございました。

つきましては、貴団体の会員企業に対し、別添について周知していただくようお願いいたします。

経済産業省商務情報政策局商務流通グループ流通政策課長 殿

消費者庁政策調整課長



おむつ交換台からの転落事故の防止に関する通知について（依頼）

平素より消費者行政の推進に当たっては格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成22年11月24日、鹿児島市から消費者庁に対し、消費者安全法に基づき、おむつ交換台からの転落に係る消費者事故等が発生した旨の通知がありました。これによれば、保護者が生後4か月の女兒を公共施設のトイレに設置されているおむつ交換台に乗せて付属の安全ベルトを締めた上で、男児に小用をさせていたところ、女兒がおむつ交換台から転落して頭部を打撲したとのことです（医療機関での精密検査の結果、異常は認められなかったとのこと。）。

この通知を受けて、類似の事故について独立行政法人国民生活センターに寄せられた相談や情報を消費者庁で確認したところ、おむつ交換台から乳児が転落したとする事故の相談や情報が過去5年間で17件寄せられていることが分かりました。

今回の事例では、おむつ交換台の上部には転落防止に関する「警告表示」（「ベルトは横ずれ防止のためであり、お子様の転落を防止するものではありません。」）があったとのことであり、また、これまでも、おむつ交換台からの転落事故の防止については、貴省や独立行政法人国民生活センター、製造事業者などの取組がなされているところです（参考参照）。それにもかかわらず、今回の事例が発生したことを踏まえて、消費者庁としては、子どもの事故を防止する観点から、改めて消費者の注意を喚起するとともに、地方公共団体などが管理・運営する公共施設（例：保健センター、公民館など）、事業者が管理・運営する集客・商業施設（例：駅や空港などのターミナルビル、デパート、遊園施設など）に設置されているおむつ交換台に関し、目に付くところへの警告表示の貼付の徹底や点検の実施等の取組が必要と考えております。

貴職におかれましては、これら施設におけるおむつ交換台の転落事故防止に関する取組を推進するために、関係する団体等に対し、下記の事項を通知していただくようお願いいたします。

記

公共施設、集客・商業施設の施設管理者へのお願い

1. おむつ交換台における警告表示の徹底と定期的な点検の実施

施設内に設置されているおむつ交換台について、製造事業者が作成する「警告表示」を折りたたみ式おむつ交換台のすぐ上など保護者等の目に付くところに必ず貼付する等の措置を行うようお願いします。また、おむつ交換台の目に付くところに警告表示が正しく貼付されていることや、交換台のガタつき、安全ベルトの傷み、ネジの緩み等の不具合がないことを定期的に確認するようお願いします。問題がある場合には、直ちに使用を中止し、製造事業者や販売店

などに修理依頼等の連絡を行うようお願いします。

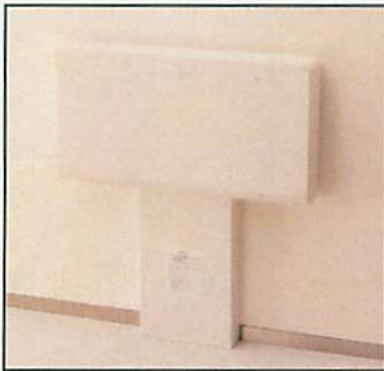
2. 安全・安心の向上に向けた更なる取組の実施

子どもの安全の確保のため、可能な限り、安全・安心の向上を図っている製品への交換等、更なる取組の実施を行うようお願いします。

(参考)

〈おむつ交換台からの転落事故の防止に関する取組事例〉

- 経済産業省から商業施設の業界団体等に対して、おむつ交換台に関する警告表示の徹底及び点検等に関する要請を行っています（平成19年7月）。
- 独立行政法人国民生活センターにおいて、資料「折りたたみ式オムツ交換台からの転落に注意！！」を公表し、保護者に対して、おむつ交換台の利用はおむつ交換時だけとし、乳幼児から極力目や手を離さないよう注意喚起しています（平成19年10月）。
- 新製品の改良も進んでいます。乳幼児の寝返りや蹴り上がりに配慮してシート全面をやわらかいクッションで囲んだ新製品も開発されており、「第4回キッズデザイン賞少子化対策担当大臣賞」を受賞した製品もあります。



(提供：TOTO株式会社)

〈製造事業者連絡先〉

- ・ TOTO株式会社（お客様専用コールセンター）
電話：0120-772-741（フリーダイヤル）
- ・ コンピウィズ株式会社（サービスセンター）
電話：03-5806-4621
FAX：03-5828-7630
- ・ 株式会社アピーロード
電話：03-5214-1271（東京）、0797-22-1770（兵庫）
FAX：03-5214-1272（東京）、0797-23-1522（兵庫）

〈消費者庁問い合わせ先〉

消費者庁政策調整課 太齊、小泉
電話：03-3507-9261